

議員提案第50号

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月22日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

渡辺有子

五十嵐完二

小山哲夫

明戸和枝

風間ルミ子

飯塚孝子

野本孝子

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新潟市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年新潟市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第3条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項の規定により会派が選択した額は、当該選択した額に係る年度交付分については、変更することができない。

第4条から第6条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条の見出しを「(使途基準)」を「(政務活動費を充てることができる経費の範囲)」に改め、同条中「別に」を「別表に」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条並びに第9条第1項及び第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第7条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1項を加える。

(透明性の確保)

第12条 議長は、第9条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

項 目	内 容
研究研修費	研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は他の団体の開催

	する研究会，研修会等に参加するために要する経費（会場費，講師謝金，出席者負担金・会費，交通費，旅費，宿泊費等）
調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費，旅費，宿泊費等）
資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費，翻訳料，事務機器購入，リース代等）
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書，資料等の購入に要する経費
広報費	調査研究活動，議会活動及び市の政策について住民に報告し，PRするために要する経費（広報紙，報告書印刷費，送料，会場費等）
広聴費	住民からの市政及び会派又は議員の政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費，印刷費，茶菓子代等）
人件費	調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料，維持管理費，備品，事務機器購入，リース代等）
その他の経費	上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

年 月 日

新潟市議会議長 様

会 派 名

代 表 者 名

印

経 理 責 任 者 名

印

年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、年度政務活動費
収支報告書を提出します。

1 収 入

(単位 円)

	金 額	備 考
政 務 活 動 費		

2 支 出

(単位 円)

科 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 旅 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

年 月 日

新潟市議会議長 様

会 派 名
議 員 名

印

年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、年度政務活動費
収支報告書を提出します。

1 収 入 (単位 円)

	金 額	備 考
政 務 活 動 費		

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 旅 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

3 残 額 _____ 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年3月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(新潟市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 3 新潟市特別職報酬等審議会条例（昭和39年新潟市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

(新潟市議会基本条例の一部改正)

- 4 新潟市議会基本条例(平成23年新潟市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第23条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。